
宇和島市教育委員会会議録

平成28年3月定例会〔第2部〕

平成28年3月7日開催

宇和島市教育委員会

宇和島市教育委員会 平成28年3月定例会〔第2部〕 会議録

1. 開会日時 平成28年3月7日（月）15時30分～

2. 場 所 宇和島市役所本庁 701 会議室

3. 出席者 教育長 織田 吉和 委員 廣瀬 孝子 委員 木下 充卓
委員 弓削 由美子

4. 欠席者 委員 高山 俊治

5. 会議に出席した公務員の職氏名

| | | | |
|------------------|-------|---------|-------|
| 教育部長 | 上田 益也 | 教育総務課長 | 横山 泰司 |
| 学校教育課長 | 岡本 一平 | 生涯学習課長 | 寺尾 利弘 |
| 中央図書館長 | 毛利 功 | 人権啓発課長 | 山崎 崇 |
| 文化・スポーツ課長 | 松本 隆夫 | | |
| 教育総務課課長補佐（吉田教育係） | | 藤本 浩雄 | |
| 三間教育係係長 | 末光 優子 | | |
| 教育総務課課長補佐（津島教育係） | | 梶原 忠 | |
| （事務局） | | | |
| 教育総務課課長補佐 | 土居 弘 | 教育総務課係長 | 田中 栄一 |
| 教育総務課主任 | 中井 公子 | | |

6. 付議事件

- 報告第 1号 専決処分した事件の承認について
（平成27年度教育費3月補正予算の要求について）
- 報告第 2号 専決処分した事件の承認について
（平成28年度教育費当初予算の要求について）
- 議案第 7号 宇和島市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則
- 議案第 8号 宇和島市学校給食費負担軽減事業補助金交付要綱
- 議案第 9号 宇和島市奨学金返済支援補助金交付要綱
- 議案第10号 宇和島市立公民館館長、副館長の任命について
- 議案第11号 宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱について
- 議案第12号 宇和島市スポーツ推進委員の委嘱について
- 議案第13号 平成28年度宇和島市教育委員会教育基本方針（案）について
- 議案第14号 宇和島市社会教育委員の委嘱について

議案第15号 宇和島市生涯学習センター運営審議会委員の委嘱について

議案第16号 教育財産の用途変更及び用途廃止について

7. 会議概要

(1) 開会宣言 (午後3時30分)

◎教育長

ただいまから、教育委員会3月定例会第2部を開会いたします。

それでは、会議に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。外のほうは本当に春らしい良い天気になりましたけれども、委員の皆さまには先月2月22日から3日間、県外に視察研修に参加いただきましてありがとうございました。どのような点が印象に残ったでしょうか。またこれからのいろいろな会で、いろいろ感じられたことを述べていただいたらと思っております。私のほうは二つありまして、一つは佐賀県の多久市、そこは小中一貫を実施している学校ですけれども、説明の中で対象が10校ほどありましたか、廃校になった学校なり運動場なりにスクールバスで子どもたちが行って、そこで地域の方と触れ合うような活動や行事をしているということが印象に残っていたもので、あらためて資料を見てみましたら確かにそういう取り組みをしていたのですけれども、例えば宇和島市に置き換えてみますと、鶴島小学校に来るようになった子どもたちが、小池小学校や石応小学校に行って、そういうことをしようとしたときに校舎内や体育館、運動場はどうなのかなと思ったので、今朝のこと多久市教育委員会に電話してみたところ快く答えていただいて、学校によって取り壊しをして運動場も整備してスポーツ施設に変えたところもあるし、そのまま資料倉庫として使っているところもあるし、子育て支援センターみたいなものを目指して改修しているところもあるし、なかには介護施設のほうに売却というか、そういうことをしようとしているところもあっていろいろです。だから利用しようとしてもそこに誰かが常駐しているわけではないので全部の学校をそういうようにしているのではありませんということで、そうなのかなと思ったところです。

もう一つ、山口県の周南市では市内全校がコミュニティ・スクールを指定されていました。少し整理してみますと、小学校は1人の島の学校もあれば、中学校でも3人の学校もあるということで、小学校が28校、中学校も結構あって15校ありましたが、統廃合は全く考えていないということで。コミュニティ・スクールですけれども、これも制度としては10年くらい経過するので何も新しいことではないのですが、説明の中で思ったのは中心部である徳山小学校、周南市役所の近くですが、徳山小学校ではこのようにしているということが驚いたんですが、教員が地域の方で学校に来られた方に合唱指導をしたり、英会話の指導をALTを使ってしているというようなこととか、まさに学校が学びの拠点というか、あるいは繋がりやの拠点として学校を活かしているということだったので、それはコミュニティ・スクールの指定という制度を取り入れたからそういうことができるのだらうなど。そこまでは宇和島市を思い浮かべても地域との連携とはよく言えますけれども、そういうことはできていないので、そこまですると学校の先生の負担はどうなのかなと思ったりしながら帰ってきたところですが、そのあたりも近々鬼北のほうでも3小学校

がさらに取り組むようですので参考にしながらこの件についても委員の皆さんと検討していきたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

(2) 教育長報告

◎教育長

続きまして、教育長報告に移ります。2月5日、2月定例校長会で先生方をお願いしたのは、校長というのは自分の学校に配属されている教職員一人ひとりが全て戦力ですと、プロ野球で言うみんな1軍のベンチに入って1軍のメンバーとしてチーム何々ということでやっているわけですから、全員を活かす、育てるということを念頭に関わってくださいということをお願いしました。まだ2月も3月もありますのでということをお願いしたところです。

7日、九島公民館まつりに行きました。教育部長、生涯学習課長も出席していただいて統廃合もありますし、それだけではありませんけれども九島の在りようについて地域の人と意見交換をしながら夕方帰ってきました。

14日、宇和島市公民館大会が市役所2階大ホールで午前中あったわけですがけれども、公民館主事さんも予定していた嘱託化が今年度で終わったということですがけれども、いろいろなシンポジウムの中でもしっかり嘱託の方々も自分の考えを持って取り組んでおられる感じが感じられましたし、パネル展を見ても、それぞれに素晴らしいパネルを作っておられました。今回は婚活ということをテーマに公民館のグループ単位でそういうことを実施してきたようですがけれども、私も感じたのは婚活をしてすぐ成婚というか、どういう風に結びついたかということだけではなくて、こうしたイベントを機に若者がというか、地域に住んでいる人たちがこれまでややもすると公民館に縁がないような人たちも、ちょっと立ち寄ってみるとか、公民館が意外と自分たちの生活の近くにあるものだなという風に感じてもらえればいいなと思ったりしながらその大会を終えることができました。

16日、障害者差別解消法施行に伴う職員研修会が、これも市役所2階の大ホールであったのですが、よく言われています「合理的配慮とは」とか、「市役所では」、「学校では」というハード面のことも聞かれていますし、明後日からの議会でも議員さんの中には質問を用意されている方もあるようですが、それぞれの障害の特性に応じて、あるいは性別、年齢等に応じて、なかなか一律にできないこともあるようで、その辺はお互いに勉強していかなければいけないことかなと感じました。

19日、松山市役所が事務局的なこともあって、そこで愛媛県公立小・中学校寄宿舎運営連絡協議会役員会があったのですが、今、県内にいくつの寄宿舎があると思われますか。随分減ってきて今は5つあるんですね。どこにあるかという、御存知のように宇和島市には津島と城南に2つありますけれども、あとは松山市の中島中学校と、久万高原町の美川中学校、そして西予市の野村中学校の中学校単位でいうと5校に寄宿舎があるんですが、そこに関係した教育長が集まったの話し合いがありました。今該当しているというか、そこに寄宿舎に入っている生徒の数は67名というように資料では書かれていました。そういう連絡会があったということをお知らせして

おきます。

22日から24日まで3日間、先ほど言いましたが、佐賀、山口のほうに、残念ながら弓削委員さんは御都合で出席できなかったんですが、3名の委員さんと私とで教育委員会視察研修に行っていました。

29日、第3回宇和島市教務主任研修会がありましたが、教務主任さんというのは御存知だと思いますけれども学校の教育計画を立案する役目というか、それを大きく担っているんですが、27年度の反省というか評価をふまえて28年度に向けて計画をしてくださいというようなお願いをして、やはりとりわけ学力向上に向けての取り組みが大事になってきていますので、あらためて1週間の時間割をしっかりと考えてみてくださいということとか、郷土を愛する気持ちを育てる、児童生徒を育てていこうということを主眼にやっているのでも見直しをしてできるところで重点的にそういう気持ち、心情が湧くような子どもたちへの取り組みをお願いしますというようなことをお話をして私のほうは参加してきました。

以上で報告を終わります。質問、意見等ありませんか。

— 委員からは特に意見なし。 —

(3) 付議事件

◎教育長

次に議事に入ります。本日の議案ですが、報告第1号の3月補正予算要求及び報告第2号の平成28年度当初予算要求については予算が公表されていないことから、また、議案第10号から12号、14号及び15号は人事案件であることから、非公開で審議したいと思いますが、異議はありますか。

◎全員

異議なし。

◎教育長

異議がないようですので、非公開で審議します。次に議事進行についてですが、次第の順に議事を進行すると、公開議案の途中で非公開議案が入ることになりますので、非公開議案を先に審議し、公開議案は最後にまとめて審議したいと思いますが、異議はありますか。

◎全員

異議なし。

◎教育長

報告第1号を上程する。

報告第1号

専決処分した事件の承認について

(平成27年度教育費3月補正予算の要求について)

◎教育長

説明を求める。

○教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、文化・スポーツ課長、人権啓発課長
平成27年度教育費3月補正予算の要求に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

報告のとおり承認する旨宣する。

◎教育長

報告第2号を上程する。

報告第2号

専決処分した事件の承認について

(平成28年度教育費当初予算の要求について)

◎教育長

説明を求める。

○教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、文化・スポーツ課長、人権啓発課長
平成28年度教育費当初予算の要求に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

報告のとおり承認する旨宣する。

◎教育長

議案第10号を上程する。

議案第10号

宇和島市立公民館館長、副館長の任命について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館館長、副館長の任命についての原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

原案のとおり可決する旨宣する。

◎教育長

議案第 11 号を上程する。

議案第 11 号

宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱についての原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

原案のとおり可決する旨宣する。

◎教育長

議案第 12 号を上程する。

議案第 12 号

宇和島市スポーツ推進委員の委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○文化・スポーツ課長

宇和島市スポーツ推進委員の委嘱についての原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

原案のとおり可決する旨宣する。

◎教育長

議案第 14 号を上程する。

議案第 14 号

宇和島市社会教育委員の委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市社会教育委員の委嘱についての原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

原案のとおり可決する旨宣する。

◎教育長

議案第 15 号を上程する。

議案第 15 号

宇和島市生涯学習センター運営審議会委員の委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市生涯学習センター運営審議会委員の委嘱についての原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

原案のとおり可決する旨宣する。

◎教育長

それでは、非公開案件の審議が終了したので、会議を公開します。

議案第 7 号について、事務局、説明をお願いします。

○学校教育課長

教育長。議案第 7 号、宇和島市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則について。宇和島市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則について、次のとおり制定する。提案理由、所属長が外国語指導助手に週休日の勤務を指示した場合、労働基準法第 32 条に基づき 1 日の勤務時間並びに当該週の勤務時間合計について新たに定めるとともに、外国語指導助手が小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合、新たな休暇を特別休暇に加えるために、規則の一部を改正しようとするものであります。13 ページを御覧ください。13 ページにその 2 つのことを加える部分について列記をしております。今まで ALT に対しては学校現場と摩擦がないようにということとで広め広めの範囲での規則にとどめておりました。この 2 つの規則改正につきましては、クレアと同じ規則を付け加えております。40 時間を超える勤務をさせないという部分につきましては特に学校現場で文化祭、体育祭そういったものに ALT が参加をしてくれるのですが、普通の ALT ならば参加した学校の繰り替え休業日に休みを取るのですが、ここのところそういった休み

を取る、取らないパターンで休みの貯め取りをします。ですから、しばらくしてシルバーウィークあたりにもってきてごっそり休むというような方法をとったりしますので、それを防止するため、そして、これから先 ALT として宇和島に来ている間、1年更新なんですけれども最長5年までは宇和島市で勤務することができます。その間に結婚して子供ができる可能性もあります。そういったところでこの2つを付け加えるものです。御審議のほどよろしく願いいたします。

◎教育長

ただいまの説明について、質問・意見等ありませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

◎教育長

次に、議案第8号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長

教育長。議案第8号、宇和島市学校給食費負担軽減事業補助金交付要綱。宇和島市学校給食費負担軽減事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。提案理由、学校給食に係る経費の保護者負担分を一部補助することにより保護者の経済的負担を軽減し、家庭生活環境の向上や良好な子育て環境の支援を拡充するため、新たに要綱を制定しようとするものであります。先ほどからお話しておりますが、総合戦略として来年度、学校給食費を100円補助しようとするための要綱でございます。何点かのポイントですが、まず対象者ですが第2条の受益者というところに書いてありますが「宇和島市立小中学校に在籍し、かつ市内に住所を有する児童又は生徒」を受益者としています。また、生活保護等決定世帯、それから準要保護と言いますか就学援助の支給を受けている世帯については今までどおり全額給食費を扶助しますので、この補助金の対象とはいたしません。続いて第3条、補助金の交付対象者を保護者ではなくて、「学校給食を運営する学校又は団体」すなわち学校給食会とするという形をとっております。その理由はですね、保護者に100円を渡して、また給食費を納めていただくという手間を省くために学校給食会に100円分を食べた分だけ補助金を入れます。保護者からは100円を引いた金額、中央調理場であれば小学生230円ですが、130円かけるその月に食べた食数を今までどおり納めるという形にしようとするものでございます。説明は以上でございます。

◎教育長

ただいまの説明について、質問・意見等ありませんか。

◎木下委員

3条で言われたように学校又は団体に100円補助するというので、学校給食費を納められていない家庭もあるかと思いますが、そのような御家庭につきましては減額されたら後は払ってもらえるような見込みとかはあるんですか。

○教育総務課長

学校給食費については、旧町の方は未納がないんですけども、旧宇和島市では一部あります。100円引くということをもって給食費の滞納額が値減りすることは間違いはないんですが、その方が直ちに130円になったからといって支払っていただけるかということについては未知数かなという感じがしますが、確信的に支払わない方はお支払いいただけないでしょうし、本当に払えない人は先ほど言いましたように就学援助等で全額扶助していますので払える方のはずなんですが、ギリギリでも払えないという方が100円補助して月額2,000円くらいになれば払えるとう方が増える可能性もあるというように思っております。それはやってみないと分からないのが実情であります。以上です。

◎教育長

その他、質問・意見等ありませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

◎教育長

次に、議案第9号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長

教育長。議案第9号、宇和島市奨学金返済支援補助金交付要綱。宇和島市奨学金返済支援補助金交付要綱を次のとおり制定する。提案理由、本市就職者などに対し奨学金の返済に要する費用を一部助成することにより本市への移住・定住を促進するため、新たに要綱を制定しようとするものであります。これにつきましては、これも総合戦略の一環として移住・定住施策の一つとして教育委員会が補助執行を、本来は市長部局が行う業務であります。補助執行を受けて行うという業務になります。その制度の概略についてなんです。これにつきましては奨学金を受けて大学、短大、専修学校専門課程、高専に進学した人で宇和島に帰ってきた人、交付申請時の年齢が30歳以下で宇和島市に住民票がある人で、現に奨学金を返済中で奨学金の返済や市税等の滞納がない人を対象とします。具体的に言いますと、平成27年3月1日以降に市内に本社のある会社に就職し1年以上継続して雇用されている人、または平成27年3月1日以降に市内において起業し1年以上継続して事業を行っている人、または平成27年3月1日以降に市内において第1次産

業に従事し 1 年以上継続して従事している人、第 1 次産業に従事している人も含むというところではございます。ただし、公務員は除くという条件を付けます。また、第 1 次産業についてはその他の就労支援を受けている方も対象外という形になります。奨学金を借りて大学等に行かれて宇和島に戻ってきた人が 1 年間返済した金額の 3 分の 2 を補助しましょうということで補助率 3 分の 2、補助額の年度の上限額を 20 万円としております。これを 5 ヶ年間、30 歳になるまでの 5 ヶ年間、最高額で言いますと 20 万円かける 5 年間の 100 万円を、奨学金として返済した証明するものを添付して申請すれば補助しましょうという制度でございます。逆に言いますと 30 万円、例えば育英会とかで借りて 1 年間 30 万円返済したら翌年度 20 万円キャッシュバックしてくれると、それが 5 年間続くと、簡単に言うとそういう制度でございます。宇和島市への移住するきっかけ作り、定住をしてもらうきっかけ作りになればという施策で、これも総合戦略の中で教育委員会発案で出たので教育委員会でやるということになりましたので教育委員会で御承認を受けて行いたいと思います。これも制度設計にまだまだ穴があるかもしれないのですが制度の概略としては以上でございます。

◎教育長

ただいまの説明について、質問・意見等ありませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

◎教育長

次に、議案第 13 号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長

教育長。議案第 13 号、平成 28 年度宇和島市教育委員会教育基本方針（案）についてということで、提案理由は市の教育行政を推進する指針として教育基本方針を定めるものでございます。40 ページ以降で教育基本方針の案をお示しいたしております。教育基本方針につきましては毎年度策定をし、教育推進大会で発表をさせていただいておりますが、赤字で書いているところを昨年度の見え消しで各課で修正・加筆をしていただいたものになります。赤字の部分が修正・加筆していただいたところになっております。内容については 47 ページ以降を確認していただいたらと思うんですが各教育重点施策に対応する予算の紐付けの関係を表した表が 47 ページ以降にあります。教育総務課分だけ簡単に説明させていただいたら、48 ページ中断あたりの (5) 「健康・安全教育の推進」という中で小学校保健事業と中学校保健事業が教育総務課分として、これは学校教育課と健康診断等で分けているんですが関わりのある事業という形になっています。48 ページ

下段のほうなのですが、先ほどからもでています総合戦略の課外学習が今年度新たな新規事業として出ましたので重点施策の中に「課外学習の支援と充実」という項目を加えました。続いて49ページ(9)「教育環境設備の整備充実」ということで、これについては耐震・改築事業は一部繰越し事業として津島中学校、宇和津小学校、戸島小学校、北灘小学校及び結出小学校と5校残りですが引き続き行うことと、従前から後回しにしていた修繕等を行う予定としております。あと、52ページの学校給食、これが先ほどから言っております100円補助の件として、学校給食の(1)の一番下に「保護者の経済的負担の軽減」という施策を新たに追加したものでございます。教育総務課関係は以上ですので、ほか追加で補足していただいたらと思います。

○学校教育課長

学校教育課分ですが48ページを御覧ください。上から2段目、「いじめ防止対策支援委員会」の予算を計上いたしております。これにつきましては前回の定例会で御審議いただいた条例に基づくものでございます。以上です。

◎教育長

ただいまの説明について、質問・意見等ありませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

◎教育長

最後になりますが、議案第16号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長

教育長。議案第16号、教育財産の用途変更及び用途廃止について。公立学校施設等の用途変更及び用途廃止を次のとおり行う。提案理由といたしましては、平成28年4月1日から、番城幼稚園と美德保育園を統合し番城美德認定こども園を設置することに伴う用途変更、三間幼稚園と三間保育園を統合し三間認定こども園を設置することに伴う用途廃止をしようとするものであります。次ページを御覧ください。番城幼稚園、所在地が宇和島市宮下甲201番地につきましては、番城美德認定こども園に用途変更をします。三間幼稚園、宇和島市三間町元宗521番地第1、これにつきましては、用途廃止ということで廃止をするものでございます。60ページ、61ページは施設台帳の図面をつけております。以上でございます。

◎教育長

ただいまの説明について、質問・意見等ありませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

◎教育長

以上で、本日予定の議事はすべて終了しました。

(4) その他

◎教育長

他に意見などありませんか。

— 特に意見なし。 —

◎教育長

それでは次回の日程について。

— 協議のうえ、教育委員会 4 月定例会を 4 月 22 日に開催することを決定する。 —

(5) 閉会宣言（午後 4 時 46 分）

◎教育長

それでは以上をもちまして、教育委員会 3 月定例会第 2 部を閉会いたします。